

奈良市公報

第151号

令和7年9月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規則

月	日	番号	件名	主管
8	1	58	奈良市公報号外第24号に掲載	消防局総務課
8	1	59	奈良市公報号外第24号に掲載	消防局総務課

告示

月	日	番号	件名	主管
8	1	372	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	介護福祉課
8	1	373	奈良市営住宅等定期入居者の募集	住宅課
8	1	374	指定納付受託者の指定	学校教育課
8	1	375	令和7年奈良市告示第165号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
8	1	376	差押調書の公示送達	滞納整理課
8	1	377	奈良市公報号外第24号に掲載	子ども給付課
8	1	378	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
8	4	379	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
8	5	380	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
8	5	381	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
8	5	382	道路の位置指定	建築指導課
8	5	383	令和7年奈良市告示第165号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
8	6	384	放置自転車等の保管	環境政策課
8	6	385	放置自転車等の保管	環境政策課
8	7	386	令和7年奈良市告示第224号（指定公金事務取扱者の指定）の一部改正	文化振興課
8	7	387	指定公金事務取扱者の指定	文化振興課
8	7	388	令和7年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
8	7	389	奈良市公報号外第24号に掲載	環境政策課
8	8	390	放置自転車等の保管	環境政策課
8	8	391	奈良市公報号外第24号に掲載	産業政策課
8	8	392	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課

8	12	393	奈良市議会臨時会の招集	総合政策課
8	12	394	住居番号の設定	市民課
8	12	395	住居番号の変更	市民課
8	13	396	道路の区域変更	土木管理課
8	13	397	道路の供用開始	土木管理課
8	14	398	奈良市国民健康保険料の差押調書等の公示送達	国保年金課
8	14	399	奈良市国民健康保険料の差押調書等の公示送達	国保年金課
8	14	400	奈良市国民健康保険料の差押調書等の公示送達	国保年金課
8	14	401	奈良市国民健康保険料の差押調書等の公示送達	国保年金課
8	14	402	奈良市国民健康保険料の差押調書等の公示送達	国保年金課
8	15	403	大和都市計画生産緑地地区変更の都市計画案の公衆縦覧	都市計画課
8	15	404	指定納付受託者の指定	D X 推進課
8	15	405	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
8	15	406	差押調書の公示送達	滞納整理課
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
8	1	42	下水道事業受益者負担金の賦課対象区域	下水道事業課
8	1	43	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
8	4	44	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	給排水課
8	15	45	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	給排水課
8	15	46	奈良市公報号外第24号に掲載	下水道事業課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
8	7	8	農業委員会総会の招集	

告

示

奈良市告示第 372 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項及び第 115 条の 5 第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止したので、同法第 78 条第 2 号及び第 115 条の 10 第 2 号の規定により公示する。

令和 7 年 8 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 7 年 6 月 30 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2960190219	(介護予防) 訪問看護	合同会社 NRC	大阪府交野市向井田一丁目 27 番 2 号	訪問看護ステーションライフ	奈良県奈良市神功五丁目 3-15 ルルデハイツ 103

2 廃止年月日 令和 7 年 7 月 31 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2960197214	(介護予防) 訪問看護	有限会社エイジング	奈良県奈良市押熊町 1110 番地の 1	訪問看護ステーションこもれび	奈良県奈良市押熊町 1110 番地の 1
2970102592	訪問介護	特定非営利活動法人みつわ会	奈良県奈良市北之庄町 658 番地 1	みつわ会ケアセンター	奈良県奈良市北之庄町 736 番地の 1 A205 号室

(令和 7 年 8 月 1 日掲示済)

奈良市告示第 373 号

奈良市営住宅等定期募集の入居者を次のとおり募集する。

令和 7 年 8 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 8 月 15 日（金）までの間、奈良市営住宅管理センター・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和 7 年 8 月 1 日（金）9 時から令和 7 年 8 月 15 日（金）17 時まで

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送（必着）又は奈良市営住宅管理センター窓口へ持参又は奈良市営住宅管理センターホームページから申込み

イ 申込みは、1 世帯 1 通に限る。1 世帯が 2 通以上又は重複若しくは随時募集と同時に申込みをした場合は、無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (ア) から (オ) までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(イ) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から 3 箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。以下同じ。）があること。単身者の申込みは、次の a から j までのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住

宅に限られる。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

- a 60 歳以上の者
- b 身体障がいのある者（障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級まで）
- c 精神障がいのある者（障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級まで）
- d 知的障がいのある者（障がいの程度が c に相当）
- e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法（大正 12 年法律第 48 号）に規定する特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の者
- f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者
- g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者
- h 海外からの引揚者で引き揚げた日から 5 年を経過していない者
- i ハンセン病療養所入所者等
- j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の規定による一時保護、女性自立支援施設における保護、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者、裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない者、女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書（配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して DV 被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を含む。）が発行されている者

(イ) 奈良市営住宅条例（昭和 61 年奈良市条例第 14 号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた者は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。（奈良市営住宅管理センターに届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(エ)の不正の行為に該当する。）

イ コミュニティ住宅 一般向 (ア) から (ウ) までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成 4 年奈良市条例第 15 号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ア) から (オ) までの条件を満たすこと。

ウ 市営住宅 子育て世帯向 (ア) 及び(イ) の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ) から (オ) までの条件を満たすこと。

エ コミュニティ住宅 子育て世帯向 (ア) から (ウ) までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(オ)までの条件を満たすこと。

オ 市営住宅 多子世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 18 歳未満の児童が 3 人以上いる世帯に属する者であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

カ 市営住宅 心身障害者世帯向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 入居の申込みをする者又は現に同居し、又は同居しようとする親族が次の a から c までのいずれかに該当する者であり、かつ、屋内及び屋外での車いす常用者であること。

a 身体障害者手帳の交付を受けている者（障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の 1 級から 4 級まで）

b 戦傷病者手帳の交付を受けている者（障がいの程度が、恩給法に規定する特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の者）

c 精神科の診療に経験を有する医師等により、重度若しくは中度の知的障害者と判定された者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者

(ウ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

(3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の 3 箇月以内に発行されたもの。）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書（提出日の 3 箇月以内に発行されたもの。）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ただし、基準日（令和 6 年 1 月 1 日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現在住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記 a のほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

令和 5 年 1 月 1 日以降に退職した者については上記 a、転職した者については上記 a 及び b のほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者のみ）

最近事業を始めた者については上記 a のほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の 3 箇月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の自らの署名が必要である。）

ク 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神科の医師等からの診断書等の写し（該当者のみ）

身体障害者、戦傷病者、重度若しくは中度の知的障害者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者であることを証明する書類が必要である。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から 3 箇月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ 奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等（該当者のみ）

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（令和 5 年奈良市告示第 384 号）に基づき、パートナーシップの宣誓等を行い、パートナーシップ宣誓登録簿に登録されている者は、その事実が確認できる証明書又は証明カードを提示し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓登録状況の照会に関する同意書に必要事項を記入し、署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約 2 週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、失格とする。

(6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の 3 箇月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の 3 箇月分。駐車場使用申込者のみ）、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

（令和 7 年 8 月 1 日揭示済）

奈良市告示第 374 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
東京都港区三田 3 丁目 5 番 19 号 三菱総研 DCS 株式会社 代表取締役社長 亀田 浩樹	インターネットを利用して納付する「奈良市立一条高等学校附属中学校入学考査料」

2 指定した日

令和 7 年 5 月 15 日

3 指定納付受託者に歳入の納付を委託する期間

令和 8 年 1 月 19 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(令和 7 年 8 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 375 号

令和 7 年奈良市告示第 165 号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 8 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙 1 の表中

「	飯田医院	北市町 36											○				を
	飯田医院	三条添川町 3-3							○				○				」
「	飯田医院	北市町 36											○				に

改める。

別紙 2 の表中

「	飯田医院	北市町 36	23-0701	○	○	を
	飯田医院	三条添川町 3-3	34-0333	○	○	」
「	飯田医院	北市町 36	23-0701	○	○	に、
「	金田内科医院	南市町 6	26-6170	○	○	を
	金田内科クリニック	西御門町 28 北川ビル 2F	26-2255	○	○	」
「	金田内科医院	南市町 6	26-6170	○	○	に、
「	島本クリニック	西大寺南町 5-26T・K ビル西大寺 SOUTH3F	53-2100	○		を
	清水内科医院	朱雀四丁目 1-26	71-3599	○	○	」
「	島本クリニック	西大寺南町 5-26T・K ビル西大寺 SOUTH3F	53-2100	○		に、

「	かづきクリニック	大宮町五丁目 1-10-1	32-3201	○		」を
「	かづきクリニック	大宮町五丁目 1-10-1	32-3201	○	○	」に

改める。

(令和 7 年 8 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 376 号

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 7 年 8 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和 7 年 8 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 378 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 7 年 8 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和 6 年 6 月 6 日 奈良市指令整開 第 24A-5 号
令和 7 年 8 月 1 日 奈良市指令整開 第 24A-5-1 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和 7 年 8 月 1 日 第 1951 号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中登美ヶ丘一丁目 793 番 14、793 番 15 及び 793 番 36 の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市三条大路二丁目 1 番 66 号
株式会社ケイ・エム・ケイ 代表取締役 平井 健嗣

(令和 7 年 8 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 379 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により茗荷町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 変更があった事項及びその内容
1 回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	森岡 孝彦 奈良市茗荷町 248 番地	大東 宏幸 奈良市茗荷町 1223 番地

2 回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	大東 宏幸 奈良市茗荷町 1223 番地	前田 幸生 奈良市茗荷町 372 番地

2 変更の年月日

1 回目 令和6年5月11日

2 回目 令和7年5月31日

(令和7年8月4日揭示済)

奈良市告示第380号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和7年8月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和7年8月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2960199459	(介護予防) 訪問看護	株式会社 SCLife	奈良県奈良市山陵町 79-1	訪問看護ステーションこもれび	奈良県奈良市山陵町 79-1
2970191215	通所介護	株式会社大樹グループ	奈良県奈良市大森町 16 番地の 14	コンパスウォーク 奈良北之庄	奈良県奈良市北永井町 372 番地
2970191223	訪問介護	合同会社真柴	奈良県奈良市佐保台一丁目 3571 番地の 118	介護ステーション 小桜	奈良県奈良市富雄元町四丁目 1 番 26-202 号

(令和7年8月5日揭示済)

奈良市告示第381号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和7年8月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和7年8月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970191207	居宅介護支援	合同会社 MSR	奈良県香芝市旭ヶ丘三丁目 5 番地 33	ケアプランセンター ころ	奈良県奈良市大宮町六丁目 4-8 ルミエール新大宮 502

(令和7年8月5日揭示済)

奈良市告示第382号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和7年8月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良市押熊町180番地
申請者氏名	株式会社ソニック 代表取締役 小林 訓子
道路の位置	奈良市中山町118番の一部
道路の幅員	最大6.00m 最小6.00m
道路の延長	24.44m
指定年月日	令和7年8月5日
指 定 番 号	第R0605号

(令和7年8月5日揭示済)

奈良市告示第383号

令和7年奈良市告示第165号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

令和7年8月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙2の表中

「	奈良市立柳生診療所	邑地町2786	94-0210	○	○	」を
「	奈良市立柳生診療所	邑地町2786	94-0210	○	○	」に
	奈良登美ヶ丘ハートクリニック	中登美ヶ丘一丁目793-36	41-1111	○	○	

改める。

(令和7年8月5日揭示済)

奈良市告示第384号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年8月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
令和7年7月24日
- 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
 - 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証等)を持参すること。
 - 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費	自転車	2,000円
-------	-----	--------

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円 (ただし、移動日から 14 日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和 7 年 8 月 6 日揭示済)

奈良市告示第 385 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和 59 年奈良市条例第 23 号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 7 年 7 月 31 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設 (奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1)

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例 (平成元年奈良市条例第 3 号) 第 1 条第 1 項に規定する市の休日 (毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。) を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの (学生証・運転免許証等) を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円 (ただし、移動日から 14 日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和 7 年 8 月 6 日揭示済)

奈良市告示第 386 号

令和 7 年奈良市告示第 224 号 (指定公金事務取扱者の指定) により告示した指定公金事務取扱者から変更の届出があったため、奈良市会計規則 (昭和 40 年奈良市規則第 1 号) 第 22 条の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更の届出を行った指定公金事務取扱者の名称

株式会社奈良ホテル

2 変更の届出を行った事項

徴収または収納の事務を委託する期間

3 新たな期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで

(令和 7 年 8 月 7 日揭示済)

奈良市告示第 387 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和7年8月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者、施設名および指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる市の歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる市の歳入等の種類
京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町 901 番地 株式会社ジェイアール西日本ホテル開発 代表取締役 坪根 英慈	名勝大乘院庭園文化館	名勝大乘院庭園文化館施設使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和7年6月30日

委託をした日：令和7年6月30日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

(令和7年8月7日揭示済)

奈良市告示第388号

令和7年8月4日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年8月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 令和7年度奈良市一般会計補正予算（第2号）

令和7年度奈良市一般会計
補正予算（第2号）

令和7年度奈良市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ420,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167,855,079千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		36,282,586 ^{千円}	420,000 ^{千円}	36,702,586 ^{千円}
	4. 国庫交付金	8,018,048	420,000	8,438,048
歳入合計		167,435,079	420,000	167,855,079

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		78,035,487 ^{千円}	420,000 ^{千円}	78,455,487 ^{千円}
	1. 社会福祉費	36,553,903	420,000	36,973,903
歳出合計		167,435,079	420,000	167,855,079

(令和 7 年 8 月 7 日揭示済)

奈良市告示第 390 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 7 年 8 月 4 日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 7 年 8 月 8 日揭示済)

奈良市告示第 392 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により北之庄町第二自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次の通り告示する。

令和 7 年 8 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	小林 晃男 奈良市北之庄町 53 番地の 2 若草マンシ ョン 207 号	藤原 祐子 奈良市北之庄町 53 番地の 2 若草マンシ ョン 217 号

2 変更の年月日

令和 7 年 5 月 25 日

(令和 7 年 8 月 8 日揭示済)

奈良市告示第 393 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項及び第 7 項並びに第 102 条第 3 項及び第 4 項の規定により、次に掲げる事件を付議するため、令和 7 年 8 月 19 日奈良市議事堂に奈良市議会臨時会を招集する。

令和 7 年 8 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 奈良市議会議長の選挙について
- 2 奈良市議会副議長の選挙について
- 3 山辺環境衛生組合議会議員の選挙について
- 4 市長専決処分の報告について
- 5 市長専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 6 監査委員の選任について

(令和 7 年 8 月 12 日揭示済)

奈良市告示第 394 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42 年奈良市条例第 21 号）第 3 条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

住居番号をつけた建造物の表示		
大安寺一丁目 16 番 7 号	学園朝日町 4 番 10-1 号	帝塚山南三丁目 18 番 21 号
宝来四丁目 9 番 30-2 号	大安寺四丁目 1 番 1-2 号	西登美ヶ丘三丁目 9 番 7 号
富雄北二丁目 2 番 35 号	大安寺四丁目 1 番 3-1 号	西大寺南町 7 番 7 号
六条一丁目 12 番 32-3 号	大安寺二丁目 4 番 4-1 号	南登美ヶ丘 9 番 3-5 号
藤ノ木台一丁目 8 番 15 号	疋田町二丁目 2 番 15 号	秋篠三和町二丁目 10 番 10-2 号
学園南三丁目 15 番 32-2 号	疋田町二丁目 2 番 16 号	平松五丁目 10 番 4 号
藤ノ木台一丁目 8 番 21-5 号	二条町二丁目 2 番 22 号	西大寺芝町二丁目 11 番 5-6 号
藤ノ木台一丁目 8 番 21-4 号	芝辻町二丁目 5 番 9-1 号	西大寺芝町二丁目 11 番 5-5 号
藤ノ木台一丁目 8 番 16 号	恋の窪三丁目 2 番 4 号	西大寺芝町二丁目 11 番 5-4 号
宝来三丁目 7 番 8-10 号	五条畑一丁目 30 番 4-1 号	六条一丁目 37 番 35-室番号
宝来三丁目 7 番 8-9 号	五条畑一丁目 30 番 4-2 号	東登美ヶ丘二丁目 5 番 7-2 号
宝来三丁目 7 番 8-8 号	五条畑一丁目 30 番 4-3 号	三条宮前町 2 番 2-2 号
宝来三丁目 7 番 8-7 号	五条畑一丁目 30 番 4-4 号	西登美ヶ丘一丁目 10 番 18 号
宝来三丁目 7 番 8-6 号	五条畑一丁目 30 番 4-5 号	北登美ヶ丘一丁目 11 番 6 号
宝来三丁目 7 番 8-5 号	五条畑一丁目 30 番 4-6 号	平松一丁目 28 番 12-1 号
宝来三丁目 7 番 8-4 号	五条畑一丁目 30 番 4-7 号	あやめ池南六丁目 8 番 19 号
宝来三丁目 7 番 8-3 号	五条畑一丁目 30 番 4-8 号	芝辻町一丁目 5 番 6 号
宝来三丁目 7 番 8-1 号	三条大路三丁目 1 番 61 号	
松陽台二丁目 13 番 19 号	四条大路一丁目 5 番 73-11 号	

(令和 7 年 8 月 12 日揭示済)

奈良市告示第 395 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42 年奈良市条例第 21 号）第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 変更する住居番号

住居番号を変更した建造物の表示	
変更前	西大寺赤田町二丁目 3 番 37 号
変更後	西大寺赤田町二丁目 3 番 37-5 号

(令和 7 年 8 月 12 日揭示済)

奈良市告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路線名	区 間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	西部第1161号線	中登美ヶ丘三丁目12番地先から西登美ヶ丘二丁目4150番5地先まで	前	12.0～ 12.0	5.2	
			後	12.0～ 22.0	5.2	

(令和7年8月13日揭示済)

奈良市告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)
1	西部第1161号線	中登美ヶ丘三丁目12番地先から	西登美ヶ丘4150番5地先まで	L=5.2 W=12.0～12.0

(令和7年8月13日揭示済)

奈良市告示第398号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1記載の者に対し、2記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年8月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所

省略

2 送達すべき文書及び部数

- (1) 令和7年7月7日付 差押調書（謄本） 1部
- (2) 令和7年7月17日付 配当計算書（謄本） 1部
- (3) 令和7年7月24日付 充当通知書 1部

(令和7年8月14日揭示済)

奈良市告示第399号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1記載の者に対し、2記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば

いつでも交付する。

令和7年8月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達を受けるべき者の氏名及び住所
省略
- 2 送達すべき文書及び部数
 - (1) 令和7年7月22日付 差押調書(謄本) 1部
 - (2) 令和7年8月1日付 配当計算書(謄本) 1部
 - (3) 令和7年8月8日付 充当通知書 1部

(令和7年8月14日揭示済)

奈良市告示第400号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1 記載の者に対し、2 記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)第22条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年8月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達を受けるべき者の氏名及び住所
省略
- 2 送達すべき文書及び部数
 - (1) 令和7年7月22日付 差押調書(謄本) 1部
 - (2) 令和7年8月1日付 配当計算書(謄本) 1部
 - (3) 令和7年8月8日付 充当通知書 1部

(令和7年8月14日揭示済)

奈良市告示第401号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1 記載の者に対し、2 記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)第22条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年8月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達を受けるべき者の氏名及び住所
省略
- 2 送達すべき文書及び部数
 - (1) 令和7年8月4日付 差押調書(謄本) 1部
 - (2) 令和7年8月20日付 配当計算書(謄本) 1部
 - (3) 令和7年8月27日付 充当通知書 1部

(令和7年8月14日揭示済)

奈良市告示第402号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1 記載の者に対し、2 記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)第22条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

号)第22条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年8月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所

省略

2 送達すべき文書及び部数

(1) 令和7年8月5日付 差押調書(謄本) 1部

(2) 令和7年8月18日付 配当計算書(謄本) 1部

(3) 令和7年8月25日付 充当通知書 1部

(令和7年8月14日揭示済)

奈良市告示第403号

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区を変更するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和7年8月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市秋篠早月町、押熊町、大安寺三丁目、東九条町、中山町、中山町西三丁目、法華寺町、古市町、南京終町二丁目、南京終町六丁目及び六条一丁目の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

4 縦覧期間

令和7年8月15日から令和7年8月29日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長宛とし、都市整備部都市計画課に令和7年8月29日までに必着するように提出しなければならない。

(令和7年8月15日揭示済)

奈良市告示第404号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者として指定したので、奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)第22条の2第2項の規定により告示する。

令和7年8月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定納付受託者

(1) 名称

株式会社寺岡精工 代表取締役 山本 宏輔

(2) 住所又は事務所の所在地

東京都大田区久が原五丁目13番12号

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

臨時運行許可申請手数料

納税証明書交付手数料
市税賦課証明手数料
試乗標識貸付手数料
原動機付自転車等の標識及び試乗標識の弁償金
固定資産課税台帳記載事項証明手数料
戸籍謄抄本等交付手数料
戸籍記載事項証明書交付手数料
除籍謄抄本等交付手数料
除籍記載事項証明書交付手数料
届出又は申請の受理等の証明書交付手数料
届書等閲覧手数料
住民基本台帳閲覧手数料
住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料
住民票の写し広域交付手数料
除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料
戸籍の附票の写し交付手数料
戸籍の附票の除票の写し交付手数料
印鑑登録証明書交付手数料
診療所開設許可申請手数料
助産所開設許可申請手数料
診療所検査手数料
助産所検査手数料
死体保存許可申請手数料
衛生検査所登録申請手数料
衛生検査所登録証明書書換え交付手数料
衛生検査所登録証明書再交付手数料
衛生検査所登録変更申請手数料
薬局開設許可申請手数料
薬局開設許可更新申請手数料
薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料
薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料
薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料
薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料
薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料
薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料
医薬品店舗販売業許可申請手数料
医薬品店舗販売業許可更新申請手数料
高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料
高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料
薬局開設許可証書換え交付手数料
薬局開設許可証再交付手数料
薬局製造販売医薬品製造販売業許可証書換え交付手数料
薬局製造販売医薬品製造販売業許可証再交付手数料
薬局製造販売医薬品製造業許可証書換え交付手数料
薬局製造販売医薬品製造業許可証再交付手数料
医薬品店舗販売業又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証書換え交付手数料
医薬品店舗販売業又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証再交付手数料
毒物劇物販売業登録申請手数料

毒物劇物販売業登録更新申請手数料
毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料
毒物劇物販売業登録票再交付手数料
興行場営業許可申請手数料
興行場営業許可証書換え交付手数料
興行場営業許可証再交付手数料
旅館業許可申請手数料
旅館業営業許可証書換え交付手数料
旅館業営業許可証再交付手数料
旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
浴場業許可申請手数料
公衆浴場営業許可証書換え交付手数料
公衆浴場営業許可証再交付手数料
化製場設置許可申請手数料
死亡獣畜取扱場等設置等許可申請手数料
動物の飼養又は収容の許可申請手数料
犬の登録手数料
狂犬病予防注射済票交付手数料
犬の鑑札の再交付手数料
狂犬病予防注射済票再交付手数料
理容所又は美容所の検査手数料
理容所又は美容所の検査確認済証書換え交付手数料
理容所又は美容所の検査確認済証再交付手数料
クリーニング所検査手数料
クリーニング所検査確認済証書換え交付手数料
クリーニング所検査確認済証再交付手数料
簡易専用水道検査手数料
一般と畜場等設置許可申請手数料
と畜検査手数料
温泉利用許可申請手数料
温泉利用許可証書換え交付手数料
温泉利用許可証再交付手数料
温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
飲食店営業等許可申請手数料
飲食店営業等許可証書換え交付手数料
飲食店営業等許可証再交付手数料
食鳥処理事業許可申請手数料
食鳥処理事業許可証書換え交付手数料
食鳥処理事業許可証再交付手数料
食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料
食鳥検査手数料
確認規程認定申請手数料
確認規程認定証書換え交付手数料
確認規程認定証再交付手数料
確認規程変更認定申請手数料
動物取扱業登録申請手数料
動物取扱業登録更新申請手数料
特定動物飼養・保管許可申請手数料

特定動物飼養・保管変更許可申請手数料

犬猫引取り手数料

動物取扱業登録証再交付手数料

特定動物飼養・保管許可証再交付手数料

その他証明手数料

奈良市狂犬病予防法施行細則（平成 14 年奈良市規則第 18 号）第 12 条に基づく費用

奈良市における奈良県動物の愛護及び管理に関する条例施行細則（平成 17 年奈良市規則第 67 号）第 6 条に基づく費用

奈良市情報公開条例施行規則（平成 19 年奈良市規則第 91 号）第 9 条に基づく費用

戸籍謄抄本等広域交付手数料

除籍謄抄本等広域交付手数料

戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料

除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料

郵送料

3 指定日

令和 7 年 8 月 15 日

4 指定期間

令和 7 年 8 月 15 日から令和 10 年 3 月 20 日まで

(令和 7 年 8 月 15 日揭示済)

奈良市告示第 405 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 7 年 8 月 15 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 6 年 8 月 29 日 奈良市指令整開 第 24A-9 号

令和 7 年 7 月 10 日 奈良市指令整開 第 24A-9-1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 7 年 8 月 15 日 第 1952 号

公共施設 令和 7 年 8 月 15 日 第 991 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市富雄北三丁目 2521 番 2、2523 番 10、2523 番 26、2560 番 2、2566 番 3、2567 番 4、2568 番 1、2569 番 1 及び 2570 番 1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府東大阪市額田町 5 番 2 号

株式会社住活 代表取締役 村田 信

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市富雄北三丁目 2523 番 10 の一部、2566 番 3 の一部、2568 番 1 の一部及び 2569 番 1 の一部

(2) 調整池

奈良市富雄北三丁目 2568 番 1 の一部

(3) 下水道

奈良市富雄北三丁目 2568 番 1 の一部及び 2569 番 1 の一部

(令和 7 年 8 月 15 日揭示済)

奈良市告示第 406 号

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 7 年 8 月 15 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

（令和 7 年 8 月 15 日揭示済）

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 42 号

奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 45 年奈良市条例第 16 号）第 5 条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり告示する。

なお、関係図書は令和 7 年 8 月 1 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 1 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

賦課対象区域（第 2 負担区）

菅野台の一部

敷島町二丁目の一部

（令和 7 年 8 月 1 日揭示済）

奈良市企業局告示第 43 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 7 年 8 月 1 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 1 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 7 年 8 月 15 日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
西大寺町 1990 他	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
西大寺野神町一丁目 625-2 の一部他	②	分流	
押熊町 616-1 他	③	分流	
法華寺町 881 の一部他	④	分流	
藤ノ木台二丁目 1-747 他	⑤	分流	
平松一丁目 11-7 他	⑥	分流	
八条町	⑦	分流	
あやめ池南五丁目 483-1	⑧	分流	
中山町 1267-4 他	⑨	分流	
法華寺町 1125、1128 合併 1	⑩	分流	

南京終町 639 の一部	⑪	分流
六条一丁目 634-2	⑫	分流
南京終町七丁目 526-1	⑬	分流
法華寺町 397-16	⑭	分流
法華寺町 242-1 他	⑮	分流
法蓮町 575-3 他	⑯	分流
法蓮町 569-3 他	⑰	分流
青野町二丁目 206-2 の一部	⑱	分流
白毫寺町 743-1	⑲	分流
平松五丁目 617-2 の一部他	⑳	分流
東九条町 434-1 他	㉑	分流
宝来町 1110-1 他	㉒	分流

位置図省略

(令和7年8月1日揭示済)

奈良市企業局告示第44号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和7年8月4日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
株式会社大和水道工業	代表取締役 中井 秀夫	奈良県葛城市北花内 546 番地	令和7年7月30日

(令和7年8月4日揭示済)

奈良市企業局告示第45号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和7年8月15日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
宮司建設	宮司 正美	奈良市北村町 172 番地	令和7年8月5日

(令和7年8月15日揭示済)

農 業 委 員 会**奈良市農業委員会告示第8号**

奈良市農業委員会令和7年8月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和7年8月7日

奈良市農業委員長 巽 一孝

1 日時

令和7年8月14日（木） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟6階 602会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条、第 4 条及び第 5 条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づく農用地利用集積等促進計画について
- (3) 農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 29 条第 1 号に該当する転用の届出について
- (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について
- (5) 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の要件確認について
- (6) 農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による農地所有適格法人以外の者の要件確認について
- (7) 水田利用転換届出について
- (8) 水田・畑地造成形質変更届出について
- (9) 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 13 条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて
- (10) 知事許可について

(令和 7 年 8 月 7 日揭示済)